

## 確性試験料金規則（抜粋）

平成20年4月1日制定 規格規則第2号  
令和6年1月25日改正

### （目的）

第1条 この規則は、一般財団法人発電設備技術検査協会（以下「協会」という。）が依頼を受け行う確性試験に関する料金について定めることを目的とする。

### （確性試験に関する料金）

第2条 確性試験に関する料金（以下「料金」という。）は、当該確性試験依頼者と協議のうえ決定した内容に応じて、実費を勘案してこの規則により算定した額とし、依頼者へ請求する。

2 協会は、原則として銀行振込みにより料金を確性試験終了後（依頼に係る事項の確性に至らない場合又は依頼を途中で取り下げた場合を含む。）、第3条から第10条に定められた方法に従い、委員会開催日数、出席人員、会議費（1回の実費が60,000円を超えた場合はそれを実績額とする。）等の実績に基づき請求する。